

PRI 回答(参考和訳)

サステナビリティ基準委員会による公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」について

2025年1月

この文書は、情報提供のみを目的としています。助言として解釈されたり、依拠されるべきではありません。PRI 協会は、この文書に基づいて行われた決定や行動、またはその決定や行動から生じた損失や損害に対して責任を負いません。すべての情報は「現状有姿」で提供され、完全性、正確性、適時性を保証するものではなく、明示または黙示を問わず、いかなる種類の保証も行いません。PRI 協会は、ここに含まれる、または参照される第三者のコンテンツ、Web サイト、またはリソースに対して責任を負わず、保証しません。事例やケーススタディの掲載は、PRI 協会または PRI 加盟団体による推奨を意味するものではありません。別段の記載がある場合を除き、表明された意見、推奨事項、所見は PRI 協会単独のものであり、必ずしも寄稿者または PRI 署名機関(個別または全体)の見解を代表するものではありません。参照された第三者がこの文書の内容を支持または同意していると解釈されるべきではありません。PRI 協会は、適用されるすべての法律を順守することを約束し、これらの法律を順守しない個人的または集団的な意思決定や行動を求めたり、要求したり、支持したりすることはありません。著作権 © PRI 協会(2025 年)。無断での複写・転載を禁じます。本コンテンツは、PRI 協会の書面による事前の同意なしに、複製または他の目的に使用することを禁じます。

この文書の執筆にあたり、情報収集の一環として、次のグループに諮問を行いました: Japan Regional Policy Reference Group (RPRG)。別段の記載がある場合を除き、表明された意見、提言、所見は PRI 協会のみのものであり、必ずしも寄稿者や PRI 署名機関(個別または全体)の見解を代表するものではありません。参照された第三者がこの文書の内容を支持または同意していると解釈されるべきではありません。PRI 協会は、適用されるすべての法律を順守することを約束し、これらの法律を順守しない個人的または集団的な意思決定や行動を求めたり、要求したり、支持したりすることはありません。

また、本参考和訳記事は、あくまでも便宜的なものとして英語の原文を翻訳したものです。英文と和文で相違が生じている場合には、英語の原文が優先されます。

PRIについて

責任投資原則(以下 PRI: Principles for Responsible Investment)は、署名機関の国際的なネットワークと協力し、6つの責任投資原則の実施に向けて取り組んでいます。PRIの目標は、環境・社会・ガバナンス(ESG)課題の投資への影響に関する理解を深め、署名機関がこれらの課題を投資及び資産保有に係る意思決定に取り入れることを支援することです。PRIは、署名機関、署名機関が活動する金融市場および経済、そして最終的には環境と社会全体の長期的な利益のために活動しています。

6つの責任投資原則は、ESG課題を投資活動に取り入れるための様々な可能性を提供する、自主的かつ意欲的な投資原則です。本原則は、投資家による、投資家のためのものです。署名機関は、これらの原則を実施することにより、よりサステナブルなグローバル金融システムの構築に貢献しています。

PRIは、署名機関の見解及びエビデンス・ベースの調査に基づいて、政策分析及び提言を作成しています。この度は、サステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」: Sustainability Standards Board of Japan)による公開草案「[指標の報告のための算定期間に関する再提案](#)」への意見募集に回答する機会を歓迎します。

本意見募集について

SSBJは、2024年3月に3つの公開草案を公表し、日本で適用されるサステナビリティ開示基準に関する意見募集を行いました。これら公開草案は2024年7月まで意見募集の対象となり、PRIも[回答](#)を提出しました。

SSBJは現在、2025年3月末までの基準の最終化に向けて、公開草案への意見募集に寄せられたコメントに基づいて再審議を実施しています。再審議の中で、SSBJは、指標の報告のための算定期間は、改めて意見募集が適切であると判断しました。新たに提案された[公開草案](#)は、2024年1月10日までパブリック・フィードバックを受け付けています。

詳しくは、以下担当者までご連絡ください:

大崎一磨
APAC ポリシー統括
kazuma.osaki@unpri.org

浦野・メネケン 藍業
ポリシースペシャリスト、気候変動(日本)
aina.menneken@unpri.org

Benjamin Taylor
Senior Analyst, Driving
Meaningful Data
benjamin.taylor@unpri.org

主な提言

PRIは、SSBJが提案している公開草案における修正案を歓迎します。今回提案されている規定は、サステナビリティ関連財務報告の算定期間が財務報告の算定期間と整合することを求めるものであり、昨年の意見募集においてPRIが行った提言と整合的です。これにより、投資家は、サステナビリティ関連財務報告と財務報告の間でより一貫性のある情報を得ることができ、また、国内外の企業間でより比較可能な情報を得ることができるようになります。これにより、究極的には、SSBJ基準に基づく報告が投資家の意思決定にもたらす有用性が強化されることが更に期待できます。

PRIは、公開草案を包括的に支持しますが、これに加え、企業に対して地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温対法)に準拠した報告とSSBJ基準に基づく報告との潜在的な齟齬にどのように対処すべきかを明確にすることを検討することを提言します。算定期間と同様に、「サステナビリティ開示基準の適用」基準案で要求されている報告主体と財務報告に係る報告主体のバウンダリーは異なる可能性があります。例えば、一部の報告主体において財務報告に用いられる連結でのバウンダリーは、温対法に準拠した報告のバウンダリーとは一致しないケースが想定されます。こうした潜在的な齟齬に関する追加的なガイダンスが望まれます。

詳細な回答

PRI は、本公開草案が基本的に以下の事項を提案していると理解しています：

- 該当する指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合、算定期間を整合させることが求められること
- 整合にあたり報告主体は、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る指標を（財務諸表と整合するよう）算定することが求められること

本提案は、PRI が前回の意見募集に提出した以下提言と整合しています：

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指標データの転用を認めることに賛成する。ただし、算定期間について、乖離幅の上限や、当該乖離に係る追加情報の報告といった条件を求める。
- 報告主体が開示した指標データが基本的な会計原則に立脚し、投資家の意思決定において有用性を確保するためには、財務諸表の期間と整合するための期間調整が必要である。そのためには、財務諸表と整合しない算定期間に基づく指標データを明確に示すなど、追加情報の要件が明確化される必要がある。

PRI は、世界各国政府による ISSB 基準の導入を強く支持しています。これは、ISSB 基準が国際会計基準審議会 (IASB) の会計基準の構造と概念に裏打ちされ、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) が推奨するフレームワークや、その他確立された自主的なサステナビリティ報告の枠組みに基づいているためです。ISSB 基準は、証券監督者国際機構 (IOSCO) にも支持されています¹。各国・地域の基準間で報告アウトプットの比較可能性と一貫性を可能にする強力なグローバル・ベースラインは、世界中の投資家に意思決定に有用なサステナビリティ情報の提供を可能にします。

本公開草案における SSBJ の提案は、日本の報告主体によるサステナビリティ関連財務報告が ISSB 基準に基づくものと機能的に整合していることをより強く示すことを可能にします。PRI は、この成果を強く支持します。関連して、「サステナビリティ開示基準の適用」基準において求められる財務諸表のバウンダリーや期間との整合性に関して、より包括的なガイダンスがあれば、こうした意図せざる齟齬が免れるかもしれません。特に、連結ベースの報告が求められる財務諸表と、企業単体ベースないし国内拠点の報告が求められる温室効果ガス報告要求事項の間には、報告期間と同様に、潜在的に大きな差異が存在します。そのため、今回の意見募集の範囲外ではありますが、PRI は SSBJ に対し、温対法をはじめとする他の法規制に基づく指標データの転記について、包括的なガイダンス提供の検討を提言します。

¹ IOSCO の [支持](#) は、加盟している法域が ISSB 基準の採用、適用、もしくは参照を提言しています。

PRI は、サステナブル・ファイナンス及び責任投資に関する公共政策について様々な地域に渡る専門的な経験を有しています。日本の金融市場の特性や状況を把握し、サステナビリティ情報開示基準に関してPRIは、SSBJを支援することができます。

質問や感想は、次の宛先にお寄せください:policy@unpri.org.

また詳しくはこちらまで:www.unpri.org